

社会福祉法人一雅会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 9月 1日～ 令和8年 8月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う

<対策>

● 令和 3 年 10月～

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の資料収集を行う

● 令和 4 年 10月～

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度のリーフレット・資料等を事業場内に掲示等する

● 令和 6 年 10月～

育児・介護休業の実施状況を踏まえ、今後必要とされる対応を法人内で情報収集し、対策を検討する